

業務部速報

No. 95

発行 17. 4. 6

JR東労組 業務部

管理手当等の増額等に関する申し入れ

JR東労組結成30年で初めて

管理手当等の増額 満額回答 を勝ち取る!

基本的に

一律2,000円増額

主務職(その他)、M等級(その他)、T等級(その他)は +1,000円(3,000円増額)

主幹職B(主席)、主務職(主席)は +2,000円(4,000円増額)

(支給対象者の平均 約2,365円)

2017年4月1日から適用 精算は6月23日以降準備でき次第

全地本からたたかいを積み上げて大きな成果をかちとる

本日、会社から「管理手当等の見直しについて」提案を受けました。この間、申16号の団体交渉において、きかく、かんり、医療の職場現実と組合員の声を基礎に議論を積み上げてきました。そして、私たちの要求に対する回答として、見直しの提案を受けました。私たちの要求が全面的に実現できたほか、企画部門の主幹職Bと主務職の主席には、さらに1,000円加算することを勝ち取りました。これは、現業機関勤務の組合員が企画部門に異動する場合、管理手当等の支給額が減額になる矛盾を団体交渉で指摘し、会社もそのことを認識した結果です!

「職責に応じた処遇」は管理手当等の増額によって実施することを確認!

新たな施策実施に伴う異動の場合等における減額の問題など、具体的な対策が必要な課題は残されています。したがって、異動に関する管理手当等の課題について、今後も議論していくことを確認しました。企画、管理部門の魅力を高め、職責の重要性を理解した人材を育成し、技術継承を進めていくために、すべての職場から議論を巻き起こそう!